様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

　宇土市長　様

　申請者　住所

　　　　　　　　　氏名

生年月日　　　　年　　月　　日

　性別

電話番号

Ｅ－mail

宇土市移住支援金交付申請書

　熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領並びに宇土市移住支援金交付要綱第４条の規定により、宇土市移住支援金の交付を申請します。

１　移住支援金の内容

該当する欄にチェックを付けてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 | □単身　□世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者は含みません。） | 　　人 |
| 移住支援金の種類 | □就業　□起業□テレワーク | 上記家族の人数のうち１８歳未満の者の人数 | 人 |

２　各種確認事項

　　該当する欄にチェックを付けてください。ただし、Ｂにチェックを付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 宇土市移住支援金交付要綱第２条に規定する交付対象者の要件について | □Ａ　満たす。　　　□Ｂ　満たさない。 |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | □Ａ　誓約する。　　　　□Ｂ　誓約しない。 |
| 別紙２「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | □Ａ　同意する。　　　　□Ｂ　同意しない。 |
| 申請日から５年以上継続して、宇土市に居住し、かつ、就業・起業する意思について | □Ａ　意思がある。　□Ｂ　意思がない。 |
| （就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係 | □Ａ　３親等以内の親族に該当しない。□Ｂ　３親等以内の親族に該当する。 |
| （テレワークの場合のみ記載）宇土市への移住の意思について | □Ａ　自己の意思である。□Ｂ　所属からの命令である。 |

３　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒　　　　－ |

４　在勤履歴（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ）

　(1)　東京２３区への５年以上の在勤履歴を記載してください。

　(2)　東京２３区への在勤後、移住前に東京２３区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の交付対象となりません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　５　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　 回程度／行くことはない／その他（　　　 　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（熊本県及び宇土市使用欄） |  |

別紙１

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び宇土市から求められた場合には、それに応じます。

２　次に掲げる場合には、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領並びに宇土市移住支援金交付要綱第１０条第１項の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。

　(1)　移住支援金の交付申請に当たって、虚偽の申請等をした場合：全額

　(2)　移住支援金の交付申請日から３年未満で宇土市から転出した場合：全額

　(3)　移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

　(4)　熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

　(5)　移住支援金の交付申請日から３年以上５年以内に宇土市から転出した場合：半額

３　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません（２人以上の世帯の場合は、世帯員も同様です。）。

別紙２

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　熊本県及び宇土市は、熊本県移住支援事業の実施に際して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　熊本県及び宇土市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

　熊本県及び宇土市は、移住支援金の返還事由の該当の有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。